

公認スキー指導者検定基準及び実施要領

1. 公認スキー指導者検定規程第9条に基づき、公認スキー指導員検定及び公認スキー準指導員検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

I スキー指導員検定

3. スキー指導員検定の検定基準及び実施方法

スキー指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

○プルークボーゲン

緩斜面・整地 4～6回転

○プルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開

緩斜面・整地 6～8回転

○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開

中急斜面・ナチュラル

○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開

中急斜面・ナチュラル 6～8回転

○総合滑降 リズム変化

総合斜面・ナチュラル

○パラレルターン 小回り

中急斜面・不整地を含むナチュラル

(2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。

(3) 採点基準・合否判定方法

① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値（小数一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。

② 実技テストは、各種目とも80ポイントを基準とし、6種目中4種目が80ポイント以上とし、合計480ポイント以上を合格とする。

③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。

④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

(4) 養成講習

① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。

○基礎理論 15時間（集合講習 6時間、自主学習 9時間）

○指導実習 6時間（集合講習 2時間、自主学習 4時間）

○実技実習 22時間（集合講習 20時間、自主学習 2時間）

② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。

③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

II スキー準指導員検定

4. スキー準指導員検定の検定基準及び実施方法

スキー準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

- (1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

○プルークボーゲン

緩斜面・整地 4～6回転

○プルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開

緩斜面・整地 6～8回転

○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開

中急斜面・ナチュラル

○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開

中急斜面・ナチュラル 6～8回転

○総合滑降 リズム変化

総合斜面・ナチュラル

○パラレルターン 小回り

中急斜面・不整地を含むナチュラル

- (2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。

- (3) 採点基準・合否判定方法

- ① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値（小数点第1位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。
- ② 実技テストは、各種目とも75ポイントを基準とし、6種目中4種目が75ポイント以上とし、合計450ポイント以上を合格とする。
- ③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。
- ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

- (4) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。

○基礎理論 15時間（集合講習 6時間、自主学習 9時間）

○指導実習 6時間（集合講習 2時間、自主学習 4時間）

○実技実習 22時間（集合講習 20時間、自主学習 2時間）

- ② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。

- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年 5 月	改訂
昭和62年 9 月	改訂
平成 4 年10月	改訂
平成 5 年 6 月26日	改正
平成 7 年10月13日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年 7 月12日	改正
平成16年 6 月25日	改正
平成19年 7 月 5 日	改正
平成21年 9 月18日	改正
平成23年 9 月20日	改正
平成25年 8 月 9 日	改正
平成25年12月17日	改正
平成26年 7 月15日	改正
平成28年 4 月20日	改正
平成29年 7 月15日	改正
平成30年12月13日	改正
令和元年 9 月27日	改正
令和元年12月11日	改正
令和 2 年 7 月 8 日	改正、令和 2 年 8 月 1 日施行
令和 2 年11月 6 日	改正
令和 3 年12月21日	改正
令和 5 年 7 月 5 日	改正
令和 6 年 4 月12日	改正